

浜松市自然公園事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡県事務処理の特例に関する条例(平成11年静岡県条例第56号)第2条の規定に基づき、浜松市が処理する国定公園及び静岡県立自然公園(以下、自然公園)に係る事務の取扱いに関し必要な事項を定める。

(事務の所管)

第2条 この要綱に関する事務の所管は、下記の通りとする。

(1) 都市整備部緑政課

ア 自然公園に係る事務の統括、県自然保護課との連絡調整

イ 県知事への協議案件等の進達事務

ウ 違反行為等に関し必要な本庁他課との調整

エ 次に掲げる申請の許可事務

・複数の行政区にまたがる行為の申請

・申請書に自然公園法施行規則第10条第3項及び静岡県立自然公園条例施行規則

第13条第3項に規定する書類が添付された申請

・許可にあたり自然公園法第20条第5項に規定する環境大臣への協議を要する申請

オ 自然公園法第64条第3項に規定する補償すべき金額の決定

(2) 各区役所担当課

ア 別表1に掲げる事務(前号に掲げるものを除く)

イ 自然公園等指導員の推薦

(許可審査基準等)

第3条 許可の審査基準は、自然公園法施行規則(昭和32年10月厚生省令第41号)及び静岡県立自然公園の特別地域内における行為の許可基準を定める規則(平成12年3月31日規則第55号)によるものとする。

2 その他、許可等に必要な事項は、自然公園法施行令(昭和32年9月政令第298号)及び静岡県立自然公園条例施行規則(昭和36年11月規則第49号)のほか、別表2に掲げる要領等に準拠する。

書式変更: インデント: 最初の行: 15
mm, 左 0 字

(標準処理期間)

第4条 許可等の処分までに通常要すべき標準的な処理期間は、浜松市緑政課で取扱う許認可事務に関する処理期間制定要綱第2条第11号に準じ、申請等が到達した日から起算して14日間とする。

(身分証明書)

第5条 自然公園法第35条第3項及び静岡県立自然公園条例第32条第3項に規定する身分を示す証明証は、身分証明証(第1号様式)とする。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から実施する。

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表1(第2条関係)

条 項	移譲事務	事務内容
自然公園法に関するもの(天竜奥三河国定公園)		
20 3	特別地域内行為の許可	許可
20 6	特別地域内の既着手行為の届出	届出の受付
20 7	特別地域内の非常災害のために必要な応急措置の届出	届出の受付
20 8	特別地域内の木竹の植栽又は家畜の放牧の届出	届出の受付
34 1	特別地域内の違反行為に対する中止命令、現状回復命令、措置命令	命令
34 2	前項に係る行為者が特定できない場合の現状回復等及び公告	原状回復及び公告
35 1	特別地域内行為に係る報告徴収	報告の要求
35 2	特別地域内行為に係る立入検査及び調査	立入検査及び調査
64 1	損失を受けた者に対する通常生ずべき損失の補償	-
64 2	当該補償についての請求	請求書の受付
64 3	当該補償についての金額の決定、請求者への通知	金額の決定及び通知
静岡県立自然公園条例に関するもの(浜名湖県立自然公園、奥大井県立自然公園)		
19 4	特別地域内行為の許可	許可
19 5	特別地域内の既着手行為の届出	届出の受付
19 6	特別地域内の非常災害のために必要な応急措置の届出	届出の受付
19 7	特別地域内の木竹の植栽又は家畜の放牧の届出	届出の受付
29 1	普通地域内行為の届出	届出の受付
29 2	普通地域内行為の禁止・制限・必要な措置	禁止・制限・命令
29 4	普通地域内の実地調査の通知	期間の延長及び通知
29 6	普通地域内の期間の短縮	期間の短縮
31 1	違反行為に対する中止命令、現状回復命令、措置命令	命令
31 2	上記に係る行為者が特定できない場合の現状回復等及び公告	原状回復及び公告
32 1	許可を受けた者等に対する実施状況、必要事項の報告	報告の要求
32 2	処分のために必要な立入検査・調査	立入検査・立入調査

書式変更：左揃え，インデント：最初の行：0字

別表2(第3条関係)

要領等	所管官庁
自然公園法の行為許可の基準の細部解釈及び運用方法	環境省
国定公園の事務処理取扱要領	静岡県
県立自然公園の許可・届出等取扱要領	同上
静岡県立自然公園の特別地域内における行為の許可基準を定める規則の解説及び取扱い	同上
静岡県立自然公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準	同上

書式変更：左揃え，インデント：最初の行：0字

書式変更：左揃え，最初の行：0字

第1号様式（第5条関係）

（表）

身 分 証 明 書		浜 松 市 長
所 属		
職 名		
氏 名		
生年月日		
上記の者は、自然公園法第35条第2項に規定する立入検査等を行う職員であることを証明する。		
年 月 日		

9 cm

5 . 5 cm

（裏）

自然公園法（抜粋）

第三十五条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の保護のために必要であると認めるときは、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二條第三項若しくは第二十三條第三項第七号の規定による許可を受けた者又は第三十三條第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二條第三項、第二十三條第三項第七号、第三十三條第二項又は前条の規定による処分をするために必要であると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、当該公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第二十条第三項各号、第二十一条第三項各号、第二十二條第三項各号、第二十三條第三項第七号若しくは第三十三條第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

書式変更：フォント：6 pt

静岡県立自然公園は、（表）を静岡県立自然公園条例第32条第2項とし、（裏）を該当する条文に読み替える。

書式変更：フォント：（英）MS 明朝，（日）MS 明朝，10.5 pt

書式変更：フォント：（英）MS 明朝，（日）MS 明朝

書式変更：左揃え，インデント：最初の行：0字

書式変更：フォント：10 pt

書式変更：インデント：最初の行：61字

書式変更：左揃え

書式変更：左揃え，インデント：最初の行：0字

書式変更：フォント：（英）MS P明朝，（日）MS P明朝，文字間隔広く/文字間隔狭く（なし）

書式変更：左揃え，最初の行：0字